時間外労働および休日労働に関する協定書

株式会社三重県農協情報センター(以下「会社」という)と株式会社三重県農協情報 労働組合(以下「組合」という)は、労働基準法第36条にもとづき、時間外労働およ び休日労働に関し、次のとおり協定する。

- 第1条 労働基準法第32条に定める労働時間を超えて延長できる労働時間、同法第3 5条に定める休日のうち労働させることができる休日と始業・終業の時刻および 労働者数等は別表1のとおりとする。
- 第2条 会社は労働基準法第35条の休日労働について、特別な事情がない限り、1労 働者あたり1ヵ月に2回までを目標とする。
- 第3条 本協定の有効期間は平成30年11月26日から平成31年3月31日までと する。
- 第4条 会社は三重県農協情報センター労働組合に対して、前条に定める期間中の就業 実績を通知する。

平成30年//月22日

(会社) 株式会社三重県農協情報センター 代表取締役社長 市川峰男

(労働組合)

